

日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会設置要綱第7条の規定に基づき、日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会（以下「推進協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(推進協議会の招集)

第2条 会長は、推進協議会を招集しようとする場合は、あらかじめ日時、場所及び議案を、委員に通知するものとする。

2 委員は、推進協議会に出席できない場合は、事前にその旨を会長に連絡するものとする。

3 推進協議会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について会長に委任又は書面により表決することができる。また、あらかじめ会長の同意を得、代理者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(議事)

第3条 協議事項については、推進協議会がその内容を検討し、必要に応じて部会を設け、協議を付託できるものとする。

2 部会の決議は、会長の同意を得て推進協議会の決議とすることができる。

3 部会は、推進協議会から付託された事項について協議し、その経過及び結果を推進協議会に報告するものとする。

(会議録)

第4条 推進協議会及び部会は、各会議の議事録を作成するものとする。

(関係者の意見)

第5条 会長又は部会が必要と認めるときは、関係者に対し、推進協議会又は部会に出席して意見を述べさせることができる。

(事務)

第6条 推進協議会及び部会の事務については、別表に定めるところによる。

(附 則)

1 この要領は、平成20年5月26日から施行する。

2 この要領は、平成24年6月13日から施行する。

3 この要領は、平成26年8月13日から施行する。

4 この要領は、平成28年7月25日から施行する。

5 この要領は、令和2年9月1日から施行する。

6 この要領は、令和5年8月16日から施行する。

7 この要領は、令和8年2月2日から施行する。

別表

推進会議・部会名	担 当 部 署
推進協議会	幡多福祉保健所 地域支援室